

近世く近代の京都六斎念仏の本末組織に関する一考察

く上鳥羽橋上鉦講と空也堂極楽院の史料からく

管根 幸裕

要旨

全国に伝来する六斎念仏のうち、京都近郊に着目し、近世から近代にかけて念仏を行った講の構造を解明しようとするものである。特に京都近郊の六斎念仏講が、京都市中京区空也堂極楽院を本山と仰ぎ、その配下に入った理由を分析する。併せて、唯一近世から近代にかけて六斎念仏講の組織を示す京都市南区の上鳥羽橋上鉦講の史料を全文紹介するとともに、近代初期の京都近郊における六斎念仏講の実態を示す空也堂蔵『六斎念仏收入録』も全文紹介し、分析を加え、六斎念仏の受容と伝播について考察を加える。

キーワード

六斎念仏 空也堂 寺院本末 天皇崩御焼香式 明治政府宗教政策

はじめに

六斎念仏は、全国各地で伝承されているが、京都周辺は特に盛んなところであった。京都の六斎念仏は盆行事として行われ、かつては、夏の風物詩として多くの記録に紹介されたが、現在では十数ヶ所で行われているのみである。

また、六齋念仏は、鉦と太鼓で調子を取りながら静かに詞書きを述べる念仏六齋と、太鼓と鉦をリズムよく打ち鳴らし、獅子舞等の芸能も付加する芸能六齋に分かれて伝承されているが、念仏六齋を伝えるのは三ヶ所のみで、他所は芸能六齋である。五来重によれば、六齋念仏の初見は、高野山にある延徳二年（一四九二）九月の「六齋念仏供養」の文がある石碑で、当時高野山を占拠していた時衆の徒によるものであるとしている⁽¹⁾。また、天明二年（一七八二）に成立した『空也上人絵詞伝』では、化現した松尾明神が、太鼓と鉦を空也に与え、念仏をすすめ、そこで空也は毎月齋日毎に太鼓を叩き、念仏を唱えてそれを衆生に伝え、それが六齋念仏となったという説も存在する⁽²⁾。鎌倉後期に活躍した時衆の祖一遍は、踊り念仏の先蹤を空也に求めたが、中世後期以後における時衆の興隆により、鉦を叩き、踊りの要素を取り込んだ念仏が、京洛でも広がったと考えられるのである。

さて、本論は、実際に六齋念仏講に伝来する史料と、六齋念仏講を支配下に置いた京都市中京区の空也堂極楽院の史料を紹介し、近世後期から近代にかけての六齋念仏講の組織の変遷について分析しようとするものである。京都市南区で六齋念仏を伝える上鳥羽橋上鉦講には、文政六年（一八二三）から昭和四六年（一九七一）まで二〇点の史料が伝来している。現在、京都の六齋念仏講にはほとんど史料が伝来しておらず、近世から近代にかけての六齋念仏講の実態を知る上で極めて貴重である。一方、上鳥羽六齋講はじめ、京都の六齋講の多くが本山と仰いだ京都市中京区亀屋町の極楽院空也堂（以下空也堂と略）には、六齋念仏に関する近世史料はなく、近代以降の史料が三十点余り確認されている。そして、上鳥羽六齋講に伝来する史料の多くが、空也堂との往復史料であることから、本稿では、これらの史料と空也堂の史料を対比しながら上鳥羽橋上講と空也堂の本末関係について分析してみたい。あわせて、上鳥羽橋上講の史料及び、空也堂史料の中で、研究者の間で必要不可欠とされながら現在まで原本不明とされた、明治一七年（一八八四）の『六齋念仏収納録』が筆者の調査により空也堂から発見できたので、これも全文紹介することにより、京都六齋念仏の研究に寄与したいと考えている⁽³⁾。

一、京都六齋念仏に関する研究史と問題の所在

近世から近代にかけての、京都の六齋念仏についての研究は、現在までにいくつかの成果があがっている。その集大成が芸能史研究会によって一九七九年に作成された『京都の六齋念仏』⁽⁴⁾である。それによれば、六齋念仏は、京都近郊の農村に組織され、近世では、京都市左京区田中の干菜山東福寺（以下干菜寺と略）と空也堂という二つの寺院が統括していたこと。近世中期、多くの六齋念仏講が、念仏主体から、獅子舞・浄瑠璃・長唄などの要素を盛り込んだ芸能六齋へ変容したこと、当初多くの六齋念仏講を支配下に置いていた干菜寺は、念仏六齋の形態の維持にこだわったため次第に衰退し、芸能六齋への変容にこだわらなかつた空也堂のもとに多くの講が集まるようになったこと、六齋講中は、棚経あるいは物詣でとして、積極的に京都市中に向向し、また盂蘭盆会の行事として六齋念仏を行った、としている。また、山路興造は、近世後期における六齋念仏の芸能化について、盆を中心に、京都近郊の六齋念仏が京都市中をまわるにあたり、様々な芸能を撰取していったこと、六齋念仏の担い手が村の若者組によって行われていたこと、六齋念仏を保持する村々は近接しており、近隣同士で芸能を競合しあったため、より華美に、また躍動的になったこと、指摘している。⁽⁵⁾また、植木行宣は、文政三年（一八二〇）の干菜寺の「制状」に、芸能と一線を画すこと命じた一条があり、これが六齋講との間に齟齬を生んだとしている。⁽⁶⁾

さらに、近年六齋念仏の近世後期における変容を研究している本多健一が、いくつかの分析結果を発表している。寛政七年（一七九五）七月八日に、初めて六齋講に対し遊芸付加を禁止する触が出されたが、本多は、以降六齋講に対してのみならず、六齋念仏を受容した京都市中の町人に対しても、芸能六齋の禁制が同時に出されていることから、近世後期には、京都の市中及び近郊農村をも含んだ大きな民俗行事となっており、近世の都市と近郊村落の文化的な結合関係を示しているとしている。⁽⁸⁾また、近世前期の六齋念仏が、自らの村に近い社寺での物詣が主体であり、そこで行われたのは、芸能化される以前の念仏主体のものであったが、近世中期以降、清水寺など京都

市中に近い社寺での物語が盛んになるに伴い、六斎念仏執行の目的は、都市住民を意識した自らの芸能披露の自慢や、門付けによる布施への期待へと変化していったとしている。そして、これが娯楽性に富んだ芸能六斎の興隆に繋がったのではないかと分析している⁹⁾。また、念仏六斎にこうした芸能化が進んだのは、一八世紀末から一九世紀初頭にかけてであるが、あくまでも芸能は念仏の付加であり、芸能化に対する公儀からの規制をかくぐるためにも、念仏六斎の姿を残したとしている。また、前述した山路の分析に反論し、干菜寺も配下の六斎講中が芸能化することを黙認し、その勢力も、幕末まで衰えることはなかったとしている¹⁰⁾。

筆者は、こうした干菜寺系と空也堂系の六斎念仏の推移は、やはり、統計によって分析することが適切であると考えている。よって、本論では、空也堂の『六斎念仏収納録』と、干菜寺の『六斎支配村方控帳』を詳細に比較検討し、六斎念仏の実態を明らかにしたいと考えている。

二、上鳥羽橋上講六斎念仏史料について

(1) 近世史料

上鳥羽橋上講の史料(1)は、文政六年(一八二三)七月一五日に空也堂発給の最も古いものであり、文化三年(一八二〇)に光福寺が六斎念仏の芸能化を規制した「制状」を発給したのと同時期に、空也堂が上鳥羽橋上講を掌握したことを示すものである。すなわち六斎念仏執行を許可する免状であり、干菜寺の六斎念仏の芸能化規制と空也堂の六斎念仏を配下に置く動きが同時にあったことを示している。次に上鳥羽橋上講史料として伝わるのは、史料(2)・(3)の弘化三年(一八四六)に崩御した仁孝天皇と、史料(4)の慶応三年(一八六七)に崩御した孝明天皇の焼香式供奉についての空也堂からの書状である。まず弘化三年(一八四六)三月一六日、仁孝天皇焼香式に供奉を申付ける命令が出され、金銀の太鼓の使用と、今後大導師として執行することを認める証文が出されている。また、

慶応三年（一八六七）年二月一七日の孝明天皇焼香式には、金銀太鼓四つの使用と雑色着用の免許が出されている。空也堂は幕末から明治初期にかけて何回も火災に遭っており、近世史料が殆ど遺されていない。ただし、光格天皇・仁孝天皇及び孝明天皇の焼香式の行列を描いた絵巻が伝来しており、六齋念仏講員が、金銀太鼓と鉦を持って参加している様子が描かれている。仁孝天皇の焼香式には、上鳥羽橋上講が上里講とともに参列している姿が描かれている。また、孝明天皇の焼香式行列絵巻には、「行列方」として「走雑色二人、上鳥羽橋上講」とあり、さらに「雑色十人金銀太鼓四、鉦六挺、四つ足門内江進み左右二立御焼香前無常鉦ヲ打、六齋念仏修行、前駆於泉涌寺務之、上鳥羽橋上講」と記入されている。すなわち、走雑色二人、金銀太鼓四人、鉦六人の計一二人で行列の前駆を務め、泉涌寺内では焼香台の前で左右に分かれて、「無常鉦」を打ち六齋念仏を修行したことが示されている。この時絵巻に描かれているのは、上鳥羽橋上講と、空也堂上人の後ろで供奉する吉祥院講の二つの講である。

山路興造によれば、上鳥羽橋上と吉祥院の六齋念仏講は、干菜寺の支配を受けておらず、他所よりも早く空也堂と関係を持ったとしている¹¹⁾。また、孝明天皇の焼香行列には上鳥羽橋上講と吉祥院の六齋講が参列し、仁孝天皇の焼香式では、上鳥羽橋上講と上里講、さらにその前の光格天皇崩御の際の焼香式の絵巻には郡の六齋講が参列していることから、幕末の段階では空也堂の配下にこの四方所の他の講は入っていないか、あるいは、既に多くの講が配下にあったものの、上鳥羽橋上・吉祥院・上里・郡の講が選出されて供奉したのか、そうであるならば、なぜこの四つの講が選ばれたのかが問題となってくる。実は、明治三十年（一八九七）年二月の英照皇太后崩御の焼香の際には、上鳥羽橋上、吉祥院、郡を筆頭に、閻魔堂、桂、川島、中島、石島の講員が百名も参列しており、よって、閻魔堂以下の六齋講は、幕末以降空也堂配下になったものとも考えられるからである。

空也堂は、幕末に入り、それまで身分保障の由緒書を下付するとともに、空也堂へ登る時には菊紋使用を許可していた西国の末流（鉢屋・茶筌）との本末が緩み、新しく七墓念仏や六十六部廻国聖との本末を結ぶ事を画策して

いた。そういう中で、上鳥羽橋上・吉祥院・上里・郡以外の六齋念仏講との本末も結ばれていったのかもしれない。末流に許可していたと同じ構造で、六齋念仏講にも、天皇・皇族崩御の際の供奉参列への許可を、講のステータスアップを示すものとして与えていたものと考ええる。

(2) 近代史料

近代史料としては、史料(6)以降の英照皇太后・明治天皇・昭憲皇太后・大正天皇・貞明皇太后の焼香式に供奉を空也堂から申し付けられた朱印状、及びそれぞれに参列する金銀太鼓と鉦を担当する講員名が書かれた返書の控えが伝来している。また、空也堂から、空也上人九五〇回忌・一〇〇〇回忌に参列すべき朱印状、それになぜか明治三六年(一九〇三)三月に、空也堂から本願寺明如上人の中陰法要への参列を命じられている、注目すべきは史料(5)の明治一七年(一八八四)八月に空也堂から申し渡された「定則」である。すなわち、

- 一、例年七月三十日迄ニ修行人員届出ル事、
- 一、同八月十日印鑑及人別鑑札下渡ス事、但、鑑札料同日上納ノ事、
- 一、新規并再興願モ前同断ノ事、但、願書ハ取締講與印ヲ要ス
- 一、例年九月十日限印鑑及鑑札返納ノ事、他國ニ臨時出修行ハ、出歩十日以前届差出シ鑑札申請候事、

但 鑑札料ハ即日上納ノ事

となっており、六齋念仏講の活動に対する届出を求めているのである。これは、近世における免許授与とは異なり、七月に届け出た講員分の鑑札を与え、九月に回収するというものである。実は、これについて空也堂では、明治一六年(一八八三)六月に、京都府知事に以下の願書を提出していた。

六齋講之儀ニ付願上書

下京区第貳組龜屋町

天台宗延暦寺所轄時宗鉢叩念仏弘通本山 空也堂

一、当寺開山

皇子空也上人御在世之砌、竊ニ松尾大明神ヨリ蒙神勅五穀成就ヲ祈、風雨順時虫供養ノ為例日ノ齋日ニハ田畑農作之道ヲ伝エ、法則勤行ノ宗風ハ宗祖自ラ諸国在町津々浦々迄弘通御座候、其宗風ノ法則ヲ帰依シ懇願ノ輩ニハ法則勤行ノ宗風ヲ授玉エハ、師ノ教化ヲ守リ鉦太鼓笛等相用、宗風法樂ヲ勤行シ五穀成就ヲ祝ひ虫供養ノ為トシテ毎年旧曆七月十五日ヨリ八月朔日ヲ限リ當山エ參詣シ、空也上人エ拝礼ヲトケ、次ニ各信仰ノ神社仏閣エ參詣シ、法樂奉納執行仕候輩ハ、御管内ハ不申及他村府県下ニ於モ六齋ヲ唱エ、都テ當山ヲ以本山トス、既ニ千載ノ星霜程近連綿相統能在候処、先般當山境内除ノ外六齋講中法樂執行之義御差止ニ相成候ニ付、奉得其意則未派六齋講中エ無洩其旨及通達置候処、右ハ全五穀成就ヲ祝シ虫供養ノ為農業余暇ヲ以法樂執行仕候義ニ御座候エハ、向後従前之通當山并信仰ノ諸寺院エ參詣シ、尚市在往還ノ節懇願方ヨリ及依頼候所ニテハ八月從十四日九月五日限り法樂執行ニ罷出度、講中ハ來八月十日迄ニ取調無洩書取ヲ以一纏トシテ御届申上ゲ御聞濟被下置候蒙 御免許候上ニテ其段願出候講中エ申達度奉存候間、此段御採用ニ相成候様奉願候也、

明治十六年六月三十日

右空也堂兼務

月輪寺住職 葛原義信(印)

上京区第七組元土御門町三番戸平民

保証人 井口久作(印)

下京区二十組四丁目四十三番戸平民

同 山北茂兵衛(印)

上京区第十九組中書町十八番戸平民

同 河合幸七(印)

京都府知事北垣国道殿⁽¹²⁾

書面願之趣本年甲第七十二号達ニヨリ明治六年中貴寺ニ達之義ハ消滅候義可相心得候事

明治十六年七月二十五日

京都府知事北垣国道(印)

すなわち、空也上人は、松尾大明神から神勅を受け、五穀成就を祈り、虫供養のため、毎月斎日に田畑農作の道を伝えながら諸国津々浦々迄六斎念仏を広めながら歩いた。以来、鉦・太鼓・笛を用い、宗風法楽を勤行し、懇願の輩にはこれらを伝えた。これが、六斎念仏の徒のはじまりである。毎年旧暦七月十五日から八月一日には、六斎念仏を伝える者は空也堂に参詣し、併せてそれぞれの地元の寺社で法楽を奉納していた。先般(明治六年)空也堂境内外での法楽が執行禁止となったが、六斎念仏は全て五穀成就と虫供養のためであるので、八月十五日から九月一日にかけて、講中は洩らさず届けさせて、空也堂及び地元の寺院、さらには市中で懇願された家で法楽を奉納することにするので、六斎念仏執行について免許をいただきたいと京都府知事北垣国道に願い出ているものである。この明治六年の六斎念仏禁止の達は、その前年である明治五年七月に出された盂蘭盆会の行事を始め旧習俗の廃止

令を受けたものであろう。この願書に対し、北垣知事から、明治六年に出した空也堂への達の消滅が言い渡されている。すなわち六齋念仏の再興が許可されたのである。そこで、空也堂では明治一七年（一八八四）に、各講に、念仏執行の届出と鑑札の発行を申し渡したものと考える。明治六年から十年余り、六齋念仏は禁止されており、その間に、空也堂からの免許制から鑑札制に変わったということである。ところが、この文中の「法楽」すなわち神仏に音曲と読経を納めはずの行為が、やがて興行となってしまうようであり、空也堂から、次のような願書が出されている。

当山伝来六齋念仏執行之儀ニ付願書

下京区第式組亀屋町

空也堂

右者当山開祖伝教六齋念仏末派ノ義ハ、従前盃蘭盆会例年八月十五日ヨリ九月五日迄修行候処、明治六年差止ノ旨本寺へ御達ニ相成拜承仕候、然ルニ明治一六年七月中甲第七十三号御達ニヨリ従前ノ如ク六齋念仏修行仕候処、右六齋ノ徒中ニ不心得ノ者興行鑑札ヲ以テ演劇所或ハ寄席ニ於テ区々名義ヲ唱へ興行仕者俛有之不都合之次第第二付、右営業仕候者ハ当山宗風六齋ノ徒ニハ無之、本年ハ右様之者無之為メ篤ト取糺本寺ヨリ精々注意仕、前条之如ク本月十五日ヨリ九月五日迄ノ間六齋念仏修行仕度候ニ付、別紙雛形ノ如キ印鑑本山ヨリ本末ニ相違ナキヲ証スル為メ注意心得之者ニ限り印鑑携帯為致候間、特別之御詮議ヲ以テ速ニ御許可被成下候様奉願候也、

明治廿年八月九日

右寺住職

葛原定慶（印）

上京区第十七組元土御門町三番戸

信徒総代 井口久作（印）

上京区第廿三組弁財天三拾七番戸

信徒総代 水島伊兵衛（印）

京都府知事井垣国道殿⁽¹⁴⁾

すなわち、六齋念仏が寄席や演劇などの興行に参加しているとのことだが、これは空也堂配下の六齋ではなく、空也堂配下の講には、このような興行じみたことのないように特に取り締まり、全て空也堂発行の鑑札を携帯させているとしたものである。このように、明治一六年の再興以後、すぐに六齋念仏が見せ物化し、本来の益供養の場を離れて興行していたことを示すものである。信徒総代となっている二名は、六齋念仏の講の者であろうか。空也堂は度々規制を出して、そのようなことのないように通達していたようであるが、こうした過程で六齋念仏の芸能化が加速したものであると考える。

表は、資料として紹介した空也堂所有の『明治十七年 六齋念仏収納録』（以下『収納録』）に掲載された講を一覧したものである。『収納録』には、のべ七一の講が掲載されている。数字は空也堂が発行した鑑札の数で、各講の構成人数を示すものと考えられる。『収納録』には、明治十七年～二十七年、三十年～三十六年、四十年、四十三年、大正四年、五年、八年に鑑札を発行した講が列記されている。この中で、明治十七年の六齋念仏再興時に空也堂の配下となったのは四五の講であったが、翌明治一八年には二九講に減ってしまう。明治一九年には七講、明治二〇

年にはわずか三講しか書かれていない。明治二十一年には二三講、明治二十二年には二六講に復活したものの、それ以後は一桁の少ない講数しか記載されていない。特に明治末から大正期にかけては京都ではなく、大阪・兵庫の講を配下に入れている。講側からこの表をみると、壬生講と吉祥院村南条講が継続して空也堂の配下であり、あとは、桂地藏前、下津林、西院、東九条、上鳥羽橋上、上久世、大藪の各講が五回以上配下となって鑑札を受けている。結局、明治十七年の再興時には、多くの講が空也堂配下となったものの、以後は空也堂と本末を結ぶ講は少なかったことを示している。

おわりに

近世後期、空也堂は、西国の鉢屋・茶筌に加え、新たに末流を探していたこともあり、光福寺の配下に入っていないかった上鳥羽橋上講と吉祥院講、それに郡と上里の六齋念仏講を配下に置いたと考える。そして、菊紋使用と天皇崩御の際の焼香式に参列し六齋念仏を執行する権利を与え、六齋念仏修行許可の鑑札を与えていた。現在、上鳥羽橋上講に伝来する「焼香太鼓」は、こうした焼香式で奉納されたものである。本論で紹介した空也堂に伝来する明治一七年（一八八四）八月の『六齋念仏収納録』には、表のように実に七一もの六齋念仏講に鑑札を与えたことが記録されている。これらが幕末から維新期にかけて、いつどのようにして空也堂の配下に入ったのが今後の問題である。これまで、六齋念仏の歴史の研究は、いずれも『京都の六齋念仏』に掲載されている干菜寺が配下の六齋念仏を書き上げた宝暦五年（一七五五）の『六齋支配村方控帳』と、空也堂所用の明治一七年（一八八四）の『六齋念仏収納録』が素材となってきた。その実数の再確認を本論では行った。また、上鳥羽橋上講史料は、実際に講員が、菊紋使用と、皇族崩御の際の供奉参列という要素により空也堂の配下となったという、六齋念仏の新たな側面を示すものとして極めて貴重である。六齋念仏講の多くは念仏六齋と芸能六齋の両面を持ち、芸能六齋とし

ての「見せ場」が市中や寄席であるならば、念仏六齋の最もステータスの高い「見せ場」として空也堂が提供したのが、天皇皇族の焼香行列及び焼香式であったといえよう。明治三十年（一八九七）二月二十六日、空也堂貫主による、英照皇太后の焼香式が泉涌寺で行われたが、その最前列に列席したのが百名にもものぼる、上鳥羽橋上・吉祥院・郡・閻魔堂・川島・桂・中島・石島の六齋念仏講であった。まさに最高の「見せ場」であり、こうした供奉が空也堂との本末を持続した主因であるといえるのである。

註

- (1) 五来重「融通念仏、大念仏および六齋念仏」（『大谷大学研究年報』10 一九五七年）
- (2) 京都市中京区の空也堂極楽院に伝わる、一七世紀成立とされる四幅の『空也上人絵伝』に詞書を加えた三巻の版本による。
- (3) 『六齋念仏収納録』について、例えば、植木行宣は「原本が空也堂に見あたらない」としながら「空也堂系列の六齋念仏の村方講中をまとめて示す基本史料である」と重要視している。（芸能誌研究会編『京都の六齋念仏』筆者は、三十年にわたり、空也堂の史料調査を行っており、その過程で原本を探し求めることが出来た。
- (4) 芸能誌研究会編『京都の六齋念仏』（京都市文化観光資源保護財団 一九七九年）
- (5) 山路興造「京都の六齋念仏く芸態を中心にく」（八木透編『京都の夏祭り」と民俗信仰』二〇〇〇年 昭和堂）所収
- (6) 植木行宣「京都の六齋念仏」、前掲註(4)『京都の六齋念仏』
- (7) 一、盆中近在より罷出候六齋念仏之内二ハ、近来念仏之本旨を取失ひ、種々遊芸を差加候儀等、追々増長いたし候向も有之趣相聞候。右二付、若輩成百姓共は猶更農業を怠り、専右所作之稽古等ニ無益之失脚も有之、身分不相応之風儀ニ押移候様可相成、村役之もの教示方不行届、心得違之事二候、以来ハ前々仕来之趣を以、余事を不交執行いたし候儀は格別、遊芸を

加候儀は堅致間敷候、此旨石念仏差来候村々え不洩様可申通候事、

〔古久保家文書〕御触留帳 寛政七年七月八日 『史料 京都の歴史』第5巻 四七四頁 京都市 一九八四)

(8) 本多健一「執行規制からみた近世京都の六齋念仏」(『京都市俗』第26号 二〇〇九年)

(9) 本多健一「近世の民俗行事からみた都市周辺地域の結合関係―京都における六齋念仏を事例に―」(『人文地理』61巻4号 二〇〇九年)

(10) 本多健一「近世京都六齋念仏の再考―遊芸の付加を禁止する規制に着目して―」(『比較日本文化研究』12号 二〇〇八年)

(11) 山路興造「空也堂の焼香六齋」前掲註(4)『京都の六齋念仏』所収

(12) 京都市中京区極楽院空也堂史料

(13) (京都府史料) 政治部民俗類 明治五年七月

従来の流れ弊七月十五日前後を以て、盂蘭盆会と称し、精霊迎霊杯迎未夕熟せざる果穀を以て仏に供し、腐敗し易き飲食を作て人に施し、或は送火と号して無用の火を流し、或は川施餓鬼・六齋念仏・歌念仏など無謂事共を執行し、或は六道の迷を免る迎堂塔に一夜を明し、又は千日の功德に充るとして之為に数里の歩を運ぶ等、畢竟、悉く無稽の説付会の妄誕にして、徒ら光陰を費し、無益に天物を暴殄し、且追々文明に進歩する児童の惑も生し候事に付、自今一切令停止候事、

(京都府編『史料京都の歴史 第3巻 政治・行政』六七七―八頁 平凡社 一九七九)

(14) 京都市中京区極楽院空也堂史料

(15) 京都市中京区極楽院空也堂史料「英照皇太后焼香式配置図」

資料編

凡例

- 1 史料番号は、筆者が編年順に便宜上付したものである。
- 2 漢字は常用漢字表に従って表記した。また(ママ)は原史料のまま表記したことを示す。
- 3 変体仮名は平仮名に直した。禎、助詞の「江」(〓へ)「者」(〓は)「茂」(〓も)などはそのままとした。
- 4 文中に適宜句読点を加えた。また闕字は一字あけとした。繰り返しの記号は「々」とした。
- 5 包紙・表紙は「」で囲み、その旨を表記した。

1 京都市南区上鳥羽橋上鉦講史料

(史料1)

(包紙)

「免状

空也堂

極楽院」

夫我朝念佛元祖當寺開山空也上人者、竊蒙於両社神勅五穀成就萬民豊楽平等、而勸都鄙之諸類可令六斎念佛弘通之旨仍免状如件、為證以印(印)

日本念佛本山空也堂光勝寺

八十一世権大僧都法印

文政六年癸未七月十五日 齋也真仍（花押）

城州上鳥羽村

上組講中江

（史料2）

定

一、洛西上鳥羽村六齋念佛導師、比度

仁孝天皇様崩御二付、来ル廿五日本山御焼香参向附随令御供奉申付依而如件、

本山極楽院（印）

院代

弘化三年三月十六日 春翁

上鳥羽村

念佛講中

「（差紙）

念仏講中

上鳥羽村」

（史料3）

（包紙）

近世と近代の京都六齋念仏の本末組織に関する一考察 菅根

「仁孝天皇様御焼香ニ付従本山

太鼓免状

六斎惣代 甚兵衛殿江渡」

洛西上烏羽橋上講六斎念佛用金銀太鼓免許之事

仁孝天皇様崩御ニ付、本山依先格於泉般向寺御焼香奉向供奉之徒ニ交六斎大導師執行依勤功永々令免許者也、以與文書之牒以印（印）為證仍執達如件、

干時弘化三年歲三月廿五日

我朝念仏宗祖一品本山

紫雲山光勝寺極樂院空也堂

八十二世後胤

紫賜上人 春翁（花押）

（史料4）

免許

（印）

一、金銀太鼓 四ツ

一、雜色着用之事

右

孝明天皇御法会六齋念佛修行仍其功令免許候、以印（印）為證如件、

空也上人八十三世

慶応三年卯二月十七日 賜紫空忍上人義信

（印）（印）

六齋大導師

上鳥羽橋上講

（史料5）

（包紙）「上鳥羽橋上六齋總代

中澤 善吉

佐々木駒吉

木下弥次郎」

定 則

一、例年七月三十日迄ニ修行人員届出ル事、

一、同八月十日印鑑及人別鑑札下渡ス事、

但、鑑札料同日上納ノ事、

一、新規并再興願モ前同断ノ事、

但、願書ハ取締講奥印ヲ要ス

近世ノ近代の京都六齋念佛の本末組織に関する一考察 菅根

一、例年九月十日限印鑑及鑑札返納ノ事、

他國ニ臨時出修行ハ、出歩十日以前届差出シ鑑札申請候事

但 鑑札料ハ即日上納ノ事

右

本山空也堂

明治十七年八月

極樂院執事(印)

南組

六斎講取締中

(史料6)

(表紙)

「明治二六年壬辰九月

記録帳」

本山空也堂六斎念仏講徒規則

一 当山祖師上人我朝念仏弘通始祖ニシテ都ノ塵人ニ六斎ヲ勸進シ玉フ、依之各邑其徒党門下ニ加入シ如法修行
セシツツ示シ以テ此規則編製更ニ施行スルモノトス

第一条

本山免許及印鑑ヲ下ス

但シ毎年八月盆修行中各人別ニ鑑札ニ付与ス、修行終リタル後返還之事
第二条

他府県へ修行亦ハ請待ニ依テ外出スル時ハ其都度本山エ届出(後欠)

地藏講中連盟簿

長谷川吉五郎

杉山庄八

木下藤兵衛

中村定次郎

高橋与登

加護米吉

佐々木駒吉

佐々木与八

川勝丑松

中西喜平次

高橋八郎兵衛

高橋源兵衛

木下伊之助

上田武兵衛

木下善四郎

中村平四郎

木下寅吉

中村嘉吉

久世弥次郎

熊田茂助

中西寅吉

長谷川友三郎

長谷川与兵衛

長谷川清八

高橋松之丞

高藤勘吉

岡本米吉

上田友吉

前田善七

安田新之助

柁木定吉

中村新之助

木下弥次郎

田中石松

獅々頭トレズ共

金拾九円五十銭

太鼓張替

金八円

六齋台諸入費

金四拾円

世話係

堀田石松

小楨常五郎

村上萬吉

川勝丑松

大橋鶴之助

佐々木駒吉

佐々木与八

加藤米吉

木下藤兵衛

長谷川吉五郎

高橋伊介

長谷川弥四郎

今井佐兵衛

熊田茂介

畑中吉之介

田中伊之助

明治廿八年末十月改

金銀太鼓張替有志記

一、金壹円 高橋源兵衛

一、金壹円 高橋松之丞

一、金壹円 佐々木駒吉

一、金五拾錢 高橋安次郎

大極殿記念祭ニテ焼香六齋

諸入費

一、金三円 空也堂有志 一、金三円 金銀太鼓張替

一、金一円七十錢 岡持 壹棹 一、々壹円 上方へ廿丁

一、一円六錢 岡持仮かさ賃 一、十錢 ぞしき 宮ノ礼 菓子

一、三十式錢 しきふ かき賃 一、六十錢 弁当代

明治廿八年十一月四日

太鼓 中村定次郎 鉦

四人 渡辺治三郎 久世弥二郎

佐々木駒吉 村上万吉

中沢茂右衛門 高橋熊吉

木下弥二郎

世話掛り

島田石松 中村平四郎

長谷川武兵衛 佐々木甚三郎

花持 三名 木下伊之介

中西宇之介

福田万二郎

植木定吉

明治四拾壹年三月十五日

追善大施餓鬼 鉦講中施主

故 島田丑松 中村定二郎

近世と近代の京都六斎念仏の本末組織に関する一考察 菅根

久世弥二郎

中沢藤太郎

長谷川為次郎

木下弥二郎

木下嘉吉

高橋熊吉

木下兵之助

村上万吉

長谷川丑松

木下伊之介

大橋市兵衛

中村新之丞

田中石松

佐々木駒吉

三仏

行往院
誓願寺
法樹院

役僧四人 六斎

吉祥院南条
当村

念仏焼香太鼓鉦中

一、金 五 円 寺供

一、々 八十銭 回向料

一、々 十銭 幕 香

一、々 五十銭 花一對

一、々 貳銭 シキビ

一、々 八十銭 女中心付

一、金七円六十八銭 米

一、六十二銭 みかん代

一、貳円四拾銭 酒四升

一、十銭 水な

揚り金

一、金貳円 吉祥院南条若中

一、金壹円 久世関之介

一、金五拾銭 久世有松

一、金壹円 革武与三吉

一、金壹円 島田新之助

一、金五拾銭 木下藤三郎

外二盛物

みかん、せんべい 沢山有

(史料7)

(包紙) 「参列証(印) 橋上」

紀伊郡上鳥羽村橋上

六齋念佛講

金太鼓 中沢茂右衛門

近世と近代の京都六齋念佛の本末組織に関する一考察 菅根

同 高橋卯之介

(印)

今般

英照皇太后尊儀御焼香式供奉参列申付候事、

明治三十年二月廿六日

本山空也堂

極楽院(印)

(史料8)

紀伊郡上烏羽村橋上

先格 大導師 六齋念佛講

(印)

今般

英照皇太后 尊儀御焼香式供奉申付候二付、金銀菊御紋章太鼓四個差許候事、

但本文御太鼓ハ本山ノ許可ヲ受ルニアラサレハ支用スル事ヲ禁ス、

明治三十年二月廿六日

本山空也堂

極楽院(印)

近世ノ近代の京都六齋念仏の本末組織に関する一考察

菅根

(史料9)

上鳥羽橋上講中

今般本願寺明如上人中陰法要二付、六齋念佛參列申付候事、

明治三十六年三月六日(印)

本山空也堂極樂院

(史料10)

免

山城國紀伊郡上鳥羽村

橋上 六齋

右今般

明治天皇

御燒香式參向供奉相連參拜隨從免之以印(印)為証仍而如件

干時大正元年十一月廿九日

舊禁裏御内極樂院

八十五世賜紫上人空如(印)

(史料11)

謹ミ謹ミテ明治天皇大尊儀ニ奏シ奉ル、今誠ヲ盡シテ空也念佛ヲ讀誦シ奉リ御菩提ノ増進ヲ祈願ス、仰ギ冀クハ臣等

ノ微忠ヲ照鑑シ玉ハン事ヲ敬ヲ白ス、

大正元年十一月廿九日

上鳥羽橋上

鉦 講

(資料12)

上鳥羽橋上

六齋徒

一、今般

(印) 明治天皇

御焼香式供事参向式服着用焼香太鼓勸修免之、

干時大正元年十一月廿九日

旧禁裏御内 極楽院 (印)

(史料13)

上鳥羽橋上

六齋徒

一、今般

(印) 昭憲皇太后

近世ノ近代の京都六齋念仏の本末組織に関する一考察

菅根

御燒香式供事参向式服着用燒香太鼓勸修免之、

大正三年五月廿九日

旧禁裏御内

空也堂極樂院（印）

（史料14）

免

山城國紀伊郡上鳥羽村橋上

等座

六齋念佛講中

右今般

昭憲皇太后

御燒香式参向供奉相連式服着用免之以印（印）為証仍而如件、

干時大正三年五月廿九日

舊禁裏御内空也堂

極樂院（印）

（史料15）

（包紙）

「空也上人九百五十年祭

上鳥羽村 橋上

「六齋念佛講中」

皇子空也上人

(印) 九百五十年大遠忌ニ際シ、法樂六齋念佛令奉修候事、
大正十年十月

舊禁裏御内空也堂極楽院

(史料16)

上鳥羽橋上講

(印) 大正天皇 御尊儀般舟三昧院宸殿奉修四十九院大御法要六齋念佛御焼香太鼓、

昭和二年三月十日

舊禁裏御内 極楽院

(史料17)

大正天皇御焼香式参列員

上鳥羽橋上講

- 一、金太鼓 木下藤三郎 高田増太郎
- 一、銀太鼓 川勝忠次郎 浅田吉之助

近世ノ近代の京都六齋念佛の本末組織に関する一考察 菅根

一、鉦 鼓

中村新之丞

中村耕造

高橋熊吉

佐々木駒吉

木下伊之助

佐々木良之助

中西勝次郎

嶋田晴介

島田治郎吉

小槇熊次郎

佐々木磯次郎

木下浅次郎

一、金紋護衛

佐藤宗助

中村安之助

林 利三郎

以上

舊禁裏御内空也堂極樂院（印）

（史料18）

上鳥羽橋上鉦講

導師

木下浅次郎

金太鼓

中西龜次郎

中西大之助

銀太鼓

大橋寅彦

松本元一

鉦

木下浅次郎

木下藤三郎

浅田吉之助 安田治良吉
熊田保太郎 木下嘉一郎
奥田眞一 大橋政次郎
川勝政一 佐々木丑之助

(印)

今般貞明皇后尊儀

御焼香供式参列申付候事、

昭和二十六年十月二十日

本山空也堂

極楽院(印)

(史料19)

六斎念佛大導師

上鳥羽橋上鉦講中

開祖空也上人壹千年忌法要に参列せられたり、

昭和四十六年十月十七日

紫雲山 光勝寺

本山空也堂 極楽院(印)

(史料20)

感謝状

御開山空也上人御忌法要に際し、空也六斎念佛奉修せられ御奇特の段茲に謝意を表します。

本山空也堂(印) 極楽院

上鳥羽橋上六斎念佛

鉦講御中

2 京都市中京区極楽院空也六斎史料

「(表紙)

明治十七年八月

六斎念仏収納録

本山極楽院」

明治十七年八月 記

東組 京都府管内山城国紀伊郡東九条村

一、金壹円六拾錢 印鑑 貳拾枚

同

辻子町

一、金四拾錢

印鑑 五枚

同 西九条村

一、金壹円八拾四錢

印鑑 貳拾三枚

西組 京都府管内山城国葛野郡桂地藏前

一、金五円八拾貳錢

木札代 百九拾四枚分

一、金壹円拾五錢

印鑑 拾貳枚

同 壬生村

一、金

印鑑 拾貳枚

総代

竹内彥次郎

前田卯之助

同 川島村

一、金

印鑑 五枚

桂地藏前取締

風間松之助

近世と近代の京都六斎念仏の本末組織に関する一考察

菅根

小川佐七

乙訓郡久世村

一、金 七拾錢 印鑑十四枚

京都府管内山城国葛野郡上嵯峨村

一、金 四拾錢 印鑑八枚

一、金 六拾錢 同拾貳枚

同 乙訓郡上久世村

一、金 九拾錢 印鑑拾八枚

同 葛野郡川島村

一、金 六拾五錢 印鑑拾三枚

同 牛ヶ瀬村

一、金 五拾錢 印鑑 拾枚

同 下津林村

一、金 六拾五錢 印鑑 拾三枚

北組

京都府管内山城国愛宕郡白川村

一、金 九拾六錢 印鑑 拾貳枚

同 下鴨上組

一、金 一円拾貳錢 印鑑 拾四枚

同 下鴨東組

一、金 壹円拾貳錢 印鑑 拾四枚

同 田中村

一、金 貳円四拾錢 印鑑 三拾枚

同 閻魔前

一、金 九拾六錢 印鑑 拾貳枚

同 浄土寺村

一、金 壹円貳拾錢 印鑑 拾五枚

同 葛野郡大北山村

一、金 壹円四十錢 印鑑 拾三枚

同 愛宕郡深泥池町

一、金 八拾錢 印鑑 拾枚

西組

京都府管内山城国葛野郡上山田村

一、金 印鑑 五枚

同 東梅津村

一、金 五拾錢 印鑑 拾枚

同 生田村

一、金 六拾錢 印鑑 拾貳枚

同 乙訓郡大藪村

一、金 八拾錢 印鑑 拾五枚

右明治十七年八月廿三日二渡候

同 葛野郡中堂寺村
一、金 六拾錢 印鑑 拾貳枚

南組

京都府管内山城国紀伊郡上鳥羽橋上

一、金 壹円廿八錢 印鑑 拾六枚

同 橋浦

一、金 壹円廿錢 印鑑 拾五枚

同 石島村石原

一、金 壹円五拾貳錢 印鑑 拾九枚

同 中嶋村

一、金 壹円廿錢 印鑑 拾五枚

同 吉祥院村東条

一、金 壹円三十六錢 印鑑 拾七枚

同 吉祥院村西条

一、金 壹円 二拾錢 印鑑 拾七枚

同 吉祥院村北条

一、金 壹円四十四錢 印鑑 拾八枚

同 吉祥院村新田町

一、金 壹円拾貳錢 印鑑 拾四枚

同 吉祥院村南条

一、金 壹円廿八錢 印鑑 拾六枚

同 上鳥羽村地藏前

一、金 九拾六錢 印鑑 拾貳枚

同 石島村下ノ町

一、金 壹円廿八銭 印鑑 拾六村

京都府管内山城国紀伊郡竹田村

一、金 九拾六銭 印鑑 拾貳枚

明治十七年八月十二日分

北

京都府管内山城国愛宕郡小山村

一、金 八拾銭 印鑑 拾枚

京都府管内山城国紀伊郡南蓮池町

右同郡 飯倉町

右同郡 寺内町

一、金 六拾四銭 同 八枚

京都府管内山城国紀伊郡深草村

右同郡 津知橋

一、金 壹円拾四銭 同 十三枚

(付箋)「本日廿四日迄ニ上納之事」

京都府管内山城国愛宕郡

東紫竹 大門村

一、金 壹円貳拾錢 同 拾五枚

京都府管内山城国愛宕郡上野村

一、金 八拾錢 同 拾枚

京都府管内山城国葛野郡西院村

一、金 六拾四錢 同 八枚

京都府管内山城国葛野郡太秦村

一、金 四拾錢 同 五枚

内拾五錢木札代ハ済 残ル貳拾五錢ハ全ク未納

京都府管内山城国愛宕郡加茂山本町

一、金 九拾六錢 鑑札 拾二枚

右同郡東紫竹大門村今宮前講

一、金 九拾六錢 鑑札 拾二枚

府下久世郡 佐山講

一、金 八拾錢 鑑札 拾枚

明治十八年八月

金 壹円 印鑑 下桂地藏前講

同 五拾四錢 鑑札貳拾七名

同 講

同 鑑札

同 下津林講

同 鑑札 廿名

同 壹円 印鑑 川島講

同 三拾六錢 鑑札 拾八名

金 牛ヶ瀬講

同 鑑札 拾名

同 上久世講

同 壹円四拾錢 鑑札 廿名

同 北之条講

同 鑑札 拾四名

- 同 大藪講
- 同 壹円三十銭 鑑札 拾五名
- 同 壹円 印鑑 壬生講
- 同 鑑札 拾貳名
- 同 廿銭回向料 西院講
- 同 壹円拾六銭 鑑札 八名
- 同 生田講
- 同 壹円廿四銭 鑑札 拾貳名
- 同 上嵯峨講
- 同 壹円拾六銭 鑑札 八名
- 同 太秦講
- 同 鑑札 八名
- 同 拾銭 回向料 吉祥院北講
- 茶料
- 愛宕郡深泥池講
- 金 壹円三十銭 鑑札 拾五名
- 同 田中講
- 金 壹円五十八銭 鑑札 貳拾九名
- 同 下鴨上組講

金 壹円四十二銭 鑑札 拾壹名
 同 浄土寺講
 金 壹円二十六銭 鑑札 拾三名
 同 上野講
 金 壹円四十一銭 鑑札 廿名
 同 紫竹町講
 金 壹円三十銭 鑑札 拾五名
 同 下鴨東講
 金 壹円三十銭 鑑札 拾五名
 同 閻魔堂前講
 金 壹円二十銭 鑑札 拾名
 同 小山講
 金 壹円二十銭 鑑札 拾名
 同 白河講
 金 十六銭 鑑札 八名
 紀伊郡中河原
 金 壹円貳拾貳銭 鑑札 拾壹枚
 同 久世町
 (マ)
 錢札拾五枚

同 上鳥羽地藏前

金 壹円十八錢 鑑札九枚

同 橋上講

金 壹円拾六錢 鑑札八枚

同 吉祥院南條

金 壹円二拾六錢 鑑札拾三枚

同 西町

金 壹円三十錢 鑑札拾五名

(付紙)「訂金三拾七円廿六錢」

紀伊郡東九条講

金 鑑札

(付紙)

「鑑札料控記

大鑑札壹枚 川島講

小鑑札拾八枚

此料壹円三十七錢

大鑑札一枚 上嵯峨講

小 八枚

同 壹円十六銭

大鑑札壹枚 西院講

小 八枚

同壹円十六銭

大鑑札壹枚 大藪講

小 十五枚

同壹円三十銭

大鑑札壹枚 上久世講

小 廿枚

同壹円四十銭

大鑑札壹枚 地蔵前講

小 廿七枚

此料壹円五十四銭

大鑑札壹枚 下桂上ノ町

小 十八枚

此料壹円三十六錢

大鑑札壹枚 壬生講

小 十貳枚

但シ大鑑札料一円受取

小鑑札ノ方不足

小計拾円廿八錢

右之通ニ御座候間、一旦御精算ノ上御受取披下度候也、

但シ未納ノ村々ハ本山ヨリ鑑札料御取立被下度候也、

十一年

八月十八日

地蔵前講

風間松之助

小川常七

極楽院

執事御中」

明治廿年八月

葛野郡壬生村

一、金

鑑札拾枚

愛宕郡紫竹大門上野町

一

鑑札拾式枚

紀伊郡上鳥羽橋上村

一

鑑札拾式枚

明治二十一年八月十二日

葛野郡太秦村

卅

鑑札

甲第壹号 葛野郡川島村

一

金 壹円 鑑札拾式枚

甲第貳号 同郡桂地藏前村

一

金 壹円 鑑札拾式枚

甲第三号 同郡下桂村

一

金 八十錢 鑑札六枚

甲第四号 紀伊郡石島村上ノ町

近世と近代の京都六斎念仏の本末組織に関する一考察

菅根

- 一金 八十錢 鑑札拾五枚(印)
- 甲第五号 葛野郡壬生村
- 一金 壹円 鑑札拾枚(印)
- 甲第六号 紀伊郡七瀬川町
- 一金 五十錢 鑑札六枚
- 甲第七号 葛野郡中堂寺村
- 一金 壹円 鑑札拾枚
- 甲第八号 紀伊郡中島村
- 一金 壹円 鑑札拾枚
- 甲第九号 同郡奈良屋村
- 一金 三十錢 鑑札八枚
- 甲第十号 同郡吉祥院村南條
- 一金 壹円 鑑札拾枚
- 甲第十一号 同郡吉祥院村北条
- 一金 五十錢 鑑札拾枚
- 甲第十二号 同郡吉祥院村東条
- 一金 五十錢 鑑札拾枚
- 甲第十三号 同郡吉祥院村西条
- 一金 五十錢 鑑札拾枚

- 甲第拾四号 同郡東九条村
- 一金 壹円 鑑札拾貳枚
- 甲第拾五号 同郡吉祥院新田村
- 一金 三十錢 鑑札八枚
- 甲第拾六号 葛野郡上嵯峨野村
- 一 鑑札拾枚(印)
- 甲第拾七号 紀伊郡上烏羽橋上
- 一 鑑札拾壹枚
- 乙第壹号 葛野郡太秦村
- 一 大鑑札渡ス 鑑札五枚
- 甲第拾八号 紀伊郡上烏羽地藏前
- 一金 五十錢 鑑札八枚
- 甲第拾九号 葛野郡下津林村
- 一金 壹円 鑑札十二枚
- 甲第廿号 乙訓郡上久世村
- 一金 六十錢 鑑札拾枚
- 甲第廿一号 乙訓郡上久世北条村中久世事
- 一金 壹円 鑑札拾枚
- 甲第廿三号 乙訓郡大藪村

鑑札八枚

甲第廿二号 葛野郡西院村

一金 壹円 鑑札八枚

乙第貳号 葛野郡太秦村

大鑑札ナシ 鑑札五枚

甲第廿四号 葛野郡上嵯峨村

一金 壹円 鑑札六枚

乙第三号 葛野郡太秦村

一 廿五錢 鑑札五枚

甲第廿五号 葛野郡牛ヶ瀬村

一金 壹円 鑑札拾枚

明治二十二年八月于蘭盆

甲第二号 山城国久世郡宇治町巽組

一金 壹円 人員 二拾七名

甲第壹号 葛野郡中堂寺村

一金 五十錢 人員 拾三名

甲第三号 紀伊郡東九条村

一金 壹円 人員 拾五名

- 甲第四号 同郡吉祥院南ノ条村
- 一金 壹円他三十銭回向料 人員 拾三名
- 甲第五号 同郡伏見奈良屋村
- 一金 十五銭 人員 七名
- 甲第六号七号 乙訓郡上久世村
- 一金 五十銭 人員 拾五名鑑札二枚渡ス
- 甲第八号 久世郡宇治一ノ坂
- 一金 壹円 人員 拾名
- 甲第九号 葛野郡壬生村
- 一金 壹円外二拾銭回向料 人員 拾名
- 甲第十号 葛野郡梅津村
- 一金 貳十銭 人員 拾名
- 甲第十一号 葛野郡牛ヶ瀬村
- 一金 壹円 人員 拾三名
- 甲第十二号貳枚 葛野郡桂地蔵村
- 一金 壹円 人員 拾三名
- 甲第十三号 葛野郡太秦村嵯峨野生田講
- 一金 人員 拾一名
- 甲第十四号 紀伊郡吉祥院西条

一金 五十錢

人員

甲第拾五号

紀伊郡吉祥院北条

一金 五十錢

人員

甲第拾六号

紀伊郡吉祥院東条

一金 五十錢

人員

甲第拾七号

同郡吉祥院新田

一金

人員八名

甲第拾八号

同郡吉祥院石鳥下町

一金

人員拾名

甲第拾九号

同郡吉祥院石鳥上町

一金

人員拾名

甲第二拾号

葛野郡川岡村川島

一金壹円

人員拾三名

小鑑札 三枚

甲第二拾一号

乙訓郡久世北ノ条

一金 五十錢

人員拾一名

甲第二拾二号

紀伊郡中嶋

一金

人員拾五名

甲第二拾三号

乙訓郡久世村大藪

一金 人員拾九名

甲第二拾四号 紀伊郡上鳥羽村橋上

一金壹円 人員拾五名

甲第二拾五号 葛野郡西院村

一金 人員七名

甲第二拾六号 同郡桂村字下桂

一金八十錢 人員八名

甲第二拾七号 同郡下津林村

一金五十錢 人員拾名

一金式十錢 東九条上組念仏講中

一金式拾錢 同九条下組辻子町講中

明治二十三年八月 孟蘭盆会

甲第壹号 一金一円 葛野郡壬生村

甲第貳号 一金一円拾錢 紀伊郡吉祥院村北ノ条

甲第三号 一金一円式拾錢 葛野郡下津林村

甲第四号 一金一円五十錢 葛野郡川島村

甲第五号 一金一円式拾錢 葛野郡牛ヶ瀬村

甲第六号 一金一円式拾錢 乙訓郡大藪村

甲第七号 一金一円

葛野郡壬生村

甲第八号 一金一円式十錢

紀伊郡東九条村

一金

葛野郡中堂寺村

明治二十四年八月 孟蘭盆会

甲第十二 一金

山城国久世郡宇治一ノ阪講

甲第十三 一金

同国同郡宇治町巽組

甲第十四 十五 一金

同国乙訓郡上久世村

甲第十六 一金

同 葛野郡壬生村

明治貳拾五年八月

第七号

紀伊郡吉祥院村南條

一金五十錢印鑑 金貳十錢回向料

大鑑札壹枚 伊藤与三郎(印)

第八号

葛野郡壬生村

同 山田甚平

第九号

乙訓郡上久世村

同 中西三之助

第十号

乙訓郡大藪村

同 村上久四郎

同月十三日即日収納金壹円貳拾錢

藤田新太郎

第五号

山城国久世郡宇治町巽組

八月十四日渡し

山田真次郎

明治二十六年八月

孟蘭盆

一 葛野郡壬生村

一 紀伊郡吉祥院村南條

明治二十七年八月

孟蘭盆会

葛野郡朱雀野村字壬生

壹号 八月九日出頭

一 金壹円 深井寅次郎

八月十三日出頭

貳号 葛野郡川岡野村字川島

一 金壹円 金谷金二郎

三号 八月十五日 乙訓郡大敷字久世村

一 金壹円 加山伊三郎

明治三十年八月 六齋講鑑札下附控

千本閻魔堂前

壹号 一 金壹円貳拾錢 大西友次郎 坂倉文吉

葛野郡衣笠村字大北山

再興貳号 一 金壹円貳拾錢 總代 岡田平三郎 岡本久次郎 岡本平蔵

久世郡宇治町字一坂

第三号 一 金壹円貳拾錢也 中島淺吉

葛野郡朱雀野村壬生

第四号 一 金壹円貳拾錢也 取締 西田寅次郎

愛宕郡大宮村字紫竹町

再興第五号 一 金壹円貳拾錢 世話人惣司松之助 若頭野々瀬栄次郎

葛野郡梅津村字東梅津

第六号 一 金壹円貳拾錢 小山隼太

葛野郡嵯峨村字上嵯峨觀空寺組

再興第七号 一 金壹円貳拾錢 總代山口久兵衛 尾崎吉之助 小川甚七

紀伊郡上鳥羽村地藏前

第八号 一 金壹円貳拾錢 惣代久世熊吉 中井金五郎 岡本助次郎

紀伊郡吉祥院村南條

第九号 一 金壹円貳拾錢 西村幸太郎
内巻円八月十四日受取

乙訓郡久世村字大藪

第十号 一 金壹円貳拾錢 竹田叅次郎
八月十五日受取

愛宕郡大宮村字今宮前

再興第十一号 一 金壹円貳拾錢 惣代山田安次郎 西村菊次郎
八月十五日受取

愛宕郡大宮村字上野

再興第十二号 一 金壹円貳拾錢 惣代上田市兵衛 上野新太郎 加藤和三郎

葛野郡京極村大字川勝寺

再興第十三号 一 金壹円貳拾錢 惣代井上政一 太田惣治郎 安田捨松 瀧平万次郎

明治三十一年八月十二日

葛野郡嵯峨村觀空寺

第一号 金壹円廿錢 山口久蔵 北川小八

紀伊郡上烏羽村地藏前

第三号 金壹円廿錢 久世熊吉代 高橋庄五郎

紀伊郡吉祥院南ノ条

第三号 金壹円廿錢 西村幸太郎

愛宕郡大宮村大字東紫竹大門字紫竹町六齋講

第四号 十二日渡 金壹円廿錢 十司治郎吉

葛野郡壬生前

第五号 金壹円 西田寅治郎 山本小平

明治三十二年八月十一日

第三号 愛宕郡下鴨村東組九十九番戸

一 金壹円廿銭 岡庄房吉

外 二廿銭手数料 同 六十五番戸

竹本善之助

大阪府下摂津国池田町六百八番屋敷

受領証二八十二円卜認メ送り候事 六斎講

池田部第甲一号 一 金七円 松本弥兵衛

山口辰造

葛野郡桂村字下桂

第四号 金壹円廿銭 中村市之助 中路忠次郎 田中安吉

紀伊郡吉祥院村南ノ條

第五号 金壹円廿銭 西村幸太郎

葛野郡壬生村

第二号 金壹円廿銭 石原庄八

明治三十三年八月十二日

第壹号 葛野郡壬生村

近世ノ近代の京都六斎念仏の本末組織に関する一考察 菅根

金壹円廿錢 石原庄八 野村吉三郎

第貳号 愛宕郡下鴨村東組

金壹円廿錢 岡庄房吉 竹本善之助

第參号 愛宕郡下鴨村上組

金壹円廿錢 取締惣代 椎村幸吉 小林辰之助

第四号 紀伊郡吉祥院村南條

金壹円廿錢 増田小三郎

第五号 葛野郡桂村字下桂

金壹円廿錢 中村市之助 田中安次郎

明治三拾四年八月拾貳日

葛野郡桂村字下桂但地藏ノ前

第一号 金壹円廿錢 中村市之助 田中安次郎

紀伊郡上烏羽村字上烏羽

第二号 金壹円廿錢 溝口甚蔵 中川竹次郎

紀伊郡吉祥院村南條

第三号 金壹円廿錢 前田源次郎

明治三十五年八月十三日

一金

第壹号 葛野郡桂村字下桂地蔵前

中村松之助 北河嘉一郎 井上九一郎

京都府下久世郡宇治町

右同年同月同日

第貳号 金壹円貳拾錢也 中島淺吉

紀伊郡吉祥院村南條

第三号 金壹円也 和田新次郎

紀伊郡上烏羽村字上烏羽

第四号 金壹円貳錢 溝口甚蔵 中川竹次郎

葛野郡西院村六齋講世話係

五号 金壹円貳拾錢 小笹作太郎 近藤政太郎

明治三十六年八月十二日

第三号 京都府下久世郡宇治町一ノ坂

取締六齋講 岩上佐次郎

第四号 京都府下紀伊郡吉祥院村南條

壹二〇 取締 山田音吉

第五号 同久世郡宇治町異組

近世と近代の京都六齋念仏の本末組織に関する一考察 菅根

壹二〇 井上熊吉

第六号 京都府下葛野郡桂村字下桂地藏前

壹二〇 取締 井上彦次郎

同 北川源之助

同 紀伊郡上烏羽橋浦講

臨時請持二而他所へ出張ノ印鑑渡ス

明治三十六年九月廿九日

一 金壹円廿錢上納 田中秀次郎

葛野郡壬生村

一 金壹円五十錢 六齋講

足達民治郎

明治四十年八月十五日

表 本山空也堂 裏 明治四十年八月

巡行印鑑 何村六齋講 何人

紀伊郡上烏羽村橋上

佐々木駒次郎 中村定吉

同郡中島村 武内嘉兵衛

同 東九条村 松井三之助

同 西竹田村油小路通 山ノ内岩次郎

同 伏見奈良屋町 小谷政次郎 長谷川源九郎 同宇之助

京都府下乙訓郡久世字上久世 和田政吉

紀伊郡東九条村下ノ町上組 清水猪之助

同 東竹田村 高木徳兵衛

同 東九条札場下ル下組 小谷政次郎

紀伊郡上鳥羽橋上 小豆茂兵衛 佐々木駒次郎 中村定吉

明治四十三年八月

京都府紀伊郡中島村六齋講

京都府紀伊郡上鳥羽橋浦 同

大正四年八月盂蘭盆

京都府紀伊郡吉祥院村南ノ条

大阪府下豊能郡池田町 山口辰造

大阪府下豊能郡池田町字宇保 藤岡権造

近世と近代の京都六斎念仏の本末組織に関する一考察 菅根

同 同 秦野村字渋谷
同 同

大正五年八月四日 桜井谷芝原 坂口源太郎

右同 瀧谷蔵六 平野伊助

大阪府下豊能郡池田町

印鑑四枚 藤岡伊之助 石田亀之助 外六名

一 金四円五拾錢也

尾口徳松 沢井徳太郎

桜井谷六齋講中

一 金壹円五十錢也

兵庫県川辺郡川西村ノ内加茂 加茂六齋講中

一 金一円五十錢 印鑑壹枚渡シ

神田 大阪府下豊能郡北豊島村字神田

一 金貳円也 印鑑壹枚渡 田中亀吉 外八名

兵庫県川辺郡川西村内出在家村 出在家講中

一 金壹円也 印鑑一枚渡

大阪府豊能郡秦野村大字下渋谷

一 金壹円五十錢也 渋谷講中

一 金貳円五拾錢也 參枚 池田講中

大阪府豊能郡秦野村尊鉢

一 金壹円五十錢 壹枚 尊鉢講中

大正八年度印鑑下付控

大阪府豊能郡秦野村大字尊鉢

一 金貳円也(壹枚) 尊鉢講中 石田常三郎他七名

秦野村大字

一 金貳円也(壹枚) 下渋谷講中 松田多吉 岸卯之吉外十四枚

一 金壹円五十錢也(壹枚)

兵庫県川辺郡川西村ノ内加茂 篠木五三郎

一 金 印鑑三枚 大阪府豊能郡池田町

田中卯之松 山口留吉 外拾名

山口辰造 山口石松外拾名

桂林亀吉 小花辰之助 外十名

神田

細川寅吉 外八名

一 金壹円五十錢也 加茂村

豊能郡箕面村字平尾

近世ノ近代の京都六斎念仏の本末組織に関する一考察

菅根



孝明天皇焼香式に供奉する上鳥羽六斎講 (空也堂所有『孝明帝焼香式絵巻』より)

表『六齋念仏収納録』（空也堂蔵）に掲載された六齋念仏講（？は人数が不明の場合）

	郡名	村名等	明治17年	明治18年	明治19年	明治20年	明治21年	明治22年	明治23年	明治24年	明治25年	明治26年
1	愛宕郡	上嵯峨村	20	8	8		12					
2		白川村	12	8								
3		下鴨上組	14	11								
4		下鴨東講		15								
5		中村	30									
6		園慶堂前	12	10								
7		浄土寺村	15	13								
8		深泥池町	10	15								
9		小山村	10	10								
10		紫竹町講		15								
11		東紫竹大門村	15									
12		東紫竹大門村今宮前講	12									
13		上野村	10	20		12						
14		加茂山本町	12									
15		中河原		11								
16		田中講		29								
17	葛野郡	桂地藏前	12	17	27		12	13				
18		下桂上ノ町		18			6	8				
19		壬生村	12	12	12	10	10		?	?	大1	?
20		川島村	18	18			12	13				
21		牛久瀬村	10	10			10	13	?			
22		下津林村	13	18			12	10	?			
23		大北山村	13									
24		上山田村	5									
25		梅津村						10				
26		東梅津村	10									
27		生田村	12	12				11				
28		中堂寺村	12				10	13	?			
29		西院村	8	8	8		8	7				
30		太秦村	5	8			10					
31		京極村川勝寺										
32		嵯峨野村観空寺										
33	紀伊郡	東九条村	20	?				15	?			
34		東九条辻子町	5					?				
35		西九条村	23									
36		上島羽砥上	16	8		12	11	15				
37		上島羽砥浦	15									
38		上島羽砥地藏前	12	9			8					
39		石島村石原	19									
40		石島村上ノ町					15					
41		石島村下ノ町	16									
42		中鶴村	15				10	15				
43		吉祥院村東条	17				10	?				
44		吉祥院村西条	17	15			10	?				
45		吉祥院村北条	18	14			10		?			
46		吉祥院村南条	16	13			10	13			大1	?
47		吉祥院村新田町	14				8	8				
48		吉祥院石島下町						10				
49		吉祥院石島上町						10				
50		竹田村	12									
51		東竹田村										
52		西竹田村										
53		南蓮池町 飯倉町 寺内町	8									
54		深草村 津知橋	13									
55		伏見奈良屋村					8	7				
56	乙訓郡	久世村	14	15				15				
57		上久世村	18	30	20		10			?	大1	
58		上久世北条村中久世					10	11				
59		大藪村	15	15	15		8	9	?		大1	
60	久世郡	佐山講	10							?		
61		宇治町糞組						27		?		
62		宇治一ノ坂						10		?		大1
63	大坂府	池田町										
64		池田町宇保										
65		秦野村渋谷										
66		秦野村尊鉢										
67		桜井谷芝原										
68		北豊島村神田										
69		箕面村平尾										
70	兵庫県	川西村内加茂										
71		川西村内在家										
		掲載講数	45	29	7	3	23	26	7	5	5	2

代表 酒井秀吉 岸本千代松 外六名

(すがね ゆきひろ 本学教授)